

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

郡山市

## 2 構造改革特別区域の名称

郡山市中心市街地駐車場運営特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

郡山市の区域の一部(駐車場整備地区)

## 4 構造改革特別区域の特性

本市は福島県の中央に位置し、東北新幹線を始めとした東西・南北を結ぶ鉄道交通網及び東北自動車道、磐越自動車道の自動車交通の結節点として、東北地方有数の「陸の港」として栄えてきました。こうした交通基盤を活かして商業立地が進展し、増大する駐車需要に対処し、安全かつ円滑な道路交通の確保と都市機能の効率化を目的として、郡山市郡山駅西口駐車場は建設され、本市の中心市街地である郡山駅西口地区の発展に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、中心市街地の商業施設の魅力低下や、モータリゼーションの進展、大店法の規制緩和による大型商業施設の郊外立地、人口重心の郊外シフトなどにより、消費者の中心市街地離れが問題視されています。

平成 14 年 3 月に、中心市街地活性化の診断事業として実施した、中心市街地利用者を対象としたアンケート及び意識調査によると、来街の手段としては自家用車が最も多く利用されており、全体の 57%と、第二位の徒歩 17%以下を大きく引き離しております。しかし、中心市街地には駐車場が不足しているとの意見が全体の 60%以上にも達し、自動車の利用がしにくいまちであるとの声が多く聞かれました。

一方で、中心市街地の駐車場整備台数は年々増加し、駐車場整備基本計画で想定した以上の駐車場が整備されており、アクセス道路の整備と相まって、モータリゼーションの進展にも対応できる高いポテンシャルを有しており、利用者の意識とは大きな格差が見られます。

その原因として、中心市街地の集客施設の偏りや、狭小な路地沿いに立地する低料金駐車場への集中により引き起こされる局所的な交通渋滞が利用者に不満を与えていることや、駅前ターミナルから溢れたタクシーによる違法駐停車や再開発ビル内の市民プラザの利用などの、新たな駐車需要に、既存の料金体系では対処できていない状況であることが考えられます。郡山市郡山駅西口駐車場においても、平成 10 年 7 月の開場後、

平成 14 年度には利用者の意見を取り入れ、道路整備特別措置法の変更許可を受け、開場時間延長及び料金体系の一部改正を実施しています。この変更により駐車場利用率が約 4%増加するなど、施設の有効活用としても効果が見られました。しかしながら、今後も消費者の需要は多様化することが考えられ、530 台という駐車台数を持つ市営駐車場が、柔軟かつ迅速に市場の要望に応えられる料金体系を実施し、中心市街地の交通施策において、重要な役割を果たすことが求められています。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本特区の意義は、直接的には、広域な商圏を持つ郡山市中心市街地において、多様化する駐車需要を満足させるために、市営駐車場が迅速かつ的確に市場動向を把握し、柔軟な運営を実践することにより、駐車場の有効活用及び中心市街地の利便性向上を図ることにあります。そのうえで、特に留意すべき点としては、周辺駐車場の動向や料金体系を十分に考慮しつつ、運営の効率化と施設の有効活用を図ることが目的であり、償還計画を損なうものではありません。

また、当市の中心市街地を取り巻く状況の中で、駐車需要の変化は端的なものであり、市制施行以来続いてきた人口増加の停滞、急激に進展する高齢化社会、市民のライフスタイルや消費生活の多様化など、社会構造の大きな変化を受け、中心市街地も対応を必要とされています。本特区におけるもう一つの重要な意義は、今後推進する当市の中心市街地における構造改革の先駆けとして、地域の自助と自立の理念に基づき、市民の意識高揚により、独創性・自発性を発現させ、郡山市らしさを感じられるまちづくりの実現に貢献し、全国における中心市街地活性化・駐車場運営の指針とすることにあります。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

中心市街地に整備されている市営駐車場の有効活用は、周辺地域の活性化に大きな役割を果たすと考えられます。しかしながら、現在の駐車場利用率は「回転率」で約 0.73 回転であり、開場当初に掲げた目標である 1.82 回転には及ばず、財政的にも当初見込んだ収支計画を達成していない状況にあります。

本特区の認定を受け、地域の実情に沿った特別料金を設定することにより、以下の目標達成を目指します。

回転率 = 1 日の総利用台数 / 収容台数

### (1) 目標年次

有料道路駐車場の整備にあたり設定した駐車場整備基本計画において、平成 22 年度を目標年次としていることから、この目標年次を本特区計画の目標といたしません。

## (2) 目標事項

多様な駐車需要に対応し、市営駐車場の利便性を向上させる。

市営駐車場の有効活用により、運営の健全化を図る。

駐車場の利便性向上により、中心市街地の活性化に寄与する。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

中心市街地の利用者は、十分な駐車台数が整備されているにも関わらず、中心市街地は「自動車の利用がしにくく、台数も不足している」と感じています。郡山駅西口地区に指定する駐車場整備地区内においては、約4,600台分(H14調査)の時間貸し駐車場があり、市営駐車場はそのうち11.5%の530台収容と非常に大きなウェイトを占めており、前述のように、更なる有効活用が必要とされています。よって、構造改革特別区域計画を実現し、利用者のニーズに適切に応えることにより、新たな利用者を取り込み、市営駐車場の利用率を平成14年度の0.73回転から、目標年次である平成22年度には1.00回転まで改善させます。駐車場の利便性向上により、周辺交通の円滑化の効果が期待され、駐車場を含む中心市街地を利用しやすいまちとします。具体的には、平成14年3月の調査により、「中心市街地は自動車で利用しにくい」と感じている利用者が全体の38.6%にも及びましたが、これを目標年次である平成22年度には10%減少の29%とします。また、中心市街地の利便性が向上することにより、周辺地区における商業活性化などの影響を与えることを見込んでいます。

## 8 特定事業の名称

1211 道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の  
手続の容易化事業

詳細は別紙のとおりです。

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 利用者のニーズを調査するための調査及び事業成果確認のための調査事業

- ・ 利用者のニーズや中心市街地の路上駐車状況を定期的に調査し、新たな料金設定の根拠とします。
- ・ 特別料金設定後、当該料金体系の利用者数や収益性などを調査し、継続、修正又は廃止をします。
- ・ 中心市街地利用者を対象としたアンケートを実施し、本特区による効果を調査し、次期目標の根拠とします。

### (2) 特別料金を利用者に周知するための広報事業及びイベントの開催事業

- ・ 特別料金設定を広く市民等に周知するため、市の広報紙やホームページ及び駐車場内外の掲示板を用いてPRします。
  - ・ 周辺商業施設のイベントなどに関連して市営駐車場でも利用者が商業施設を訪れやすいようなキャンペーンを実施します。
- (3) 中心市街地交通情報提供・歩行支援実験事業(くらしのみちゾーン社会実験事業)
- ・ 歩行者支援実験として、市営駐車場3階のペDESTリアンデッキ接続部で電動スクーターの貸し出しを実施します。
- (4) 郡山駅西口第一種市街地再開発事業
- ・ 平成10年8月の事業計画認可を受け、JR郡山駅西口の約3haの区域において、平成13年3月に、郡山駅西口駅前広場及び地上24階建ての複合施設である再開発ビルが竣工しました。
  - ・ 市営駐車場は当再開発事業区域の北側に位置し、ペDESTリアンデッキによりJR郡山駅及び再開発ビルと接続されており、一体として利用促進を図る必要があります。
- (5) 都市計画街路「大町横塚線」事業
- ・ 市営駐車場の南側に隣接して計画されており、中心市街地西側を南北に走る国道4号線と郡山市東部を結ぶ当街路が完成することにより、中心市街地における交通量の適切な配分がなされると考えています。
  - ・ 当街路事業については、平成16年度の事業完了を計画しています。
- (6) (仮称)大町地区都市再生区画整理事業
- ・ 市営駐車場南西の約2.8haの区域において、低未利用地を集約し、建物の共同化及び商店街の再編を促進し、中心市街地の再活性化を図ります。
  - ・ 平成16年度の都市計画決定、平成23年度の竣工を計画しています。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

- 1 2 1 1 道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の  
手続の容易化事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

有料道路整備事業により整備された駐車場(道路管理者：郡山市長)

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特別区域計画の認定後直ちに適用する。

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

有料道路整備事業により整備された駐車場(郡山市郡山駅西口駐車場)

#### (2) 事業が行なわれる区域

特区内のうち有料道路整備事業により整備された駐車場

#### (3) 事業の実施期間

特別区域計画の認定後直ちに実施する。

#### (4) 事業により実現される行為

現在、郡山駅西口地区においては、駅前広場のタクシースプールに納まり切らず路上駐停車を引き起こしているタクシーや、近年需要が増加しているパークアンドライドの利用者などといった多様な駐車需要が見られます。本特定事業の実施により、周辺の民間駐車場の対応状況や事業の採算性及び市場規模を考慮したうえで、それぞれの利用形態に応じた迅速かつ柔軟な対応を可能とし、駐車場の利用率向上と中心市街地の利便性向上及び周辺駐車場の活性化を図ります。

#### (5) 整備される施設

特になし。

#### (6) その他

特になし。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠

郡山市郡山駅西口駐車場は道路整備特別措置法に基づき、再開発事業などによる基盤整備に伴い集積が進む郡山駅前周辺地区の駐車需要に対処し、駐車場不足に起因する路上駐車を解消し、安全かつ円滑な道路交通の確保と都市機能の効率化を図

ることを目的とし建設されました。平成 10 年 7 月の開場から 5 年が経過し、時間貸し利用者や周辺商業施設への通勤者により利用されており、平成 14 年度には、利用者からの要望に基づき、道路整備特別措置法の許可を得て、開場時間の延長及び早朝時間帯や深夜における料金設定の変更を実施し、ＪＲ郡山駅の始発電車や最終電車利用者の需要に応じることにより、約 4%の利用者増加が見られました。今後も多様化する駐車需要による新たな交通問題の発生が予測され、市としても早急かつ柔軟な対応が求められています。しかしながら、特別料金等の設定にあたっては、手続きに期間を要することから、利用者からの要望をすぐに反映させることも困難でした。

本市中心部に位置する市営駐車場が、周辺駐車場の運営状況や料金体系を考慮しつつ、地域の実情に応じた運営を実施し、中心市街地の活性化を図ることが必要であるとの考えから、規制の特例措置及び要件適合性を認めるものです。

なお、特別料金の設定にあたっては、その効果や採算性を考慮し、貸付金の償還計画を損なうことの無いよう、充分検討したうえで実施しますが、仮に、新たな料金設定により利用率の低下や減収が生じた場合には、料金設定の見直し等により収支改善を図るとともに、繰入金等により減収分を補てんするものとし、償還計画を損なうものではありません。

#### (2) 特別区域認定後に求められる通知等の手続き

特別区域認定後は、特別料金の額及び徴収期間を新たに設定または変更した際に、国土交通省東北地方整備局長を経由して国土交通大臣に報告するようになります。